

茨城県内市町村における対象寄附金の条例指定状況(令和6年3月現在)

※この表は、県内各市町村における条例指定状況の概要を記載したものです。控除の対象となる法人等の種類、法人等ごとの指定範囲、指定のための手続等は、市町村によって異なりますので、各市町村の担当課にお問い合わせください。

市町村名	指定範囲		担当課	
	学校法人及び社会福祉法人以外の法人等	学校法人及び社会福祉法人	課名	連絡先
水戸市	市内に事務所を有するもの		市民税課	029-232-9138
日立市	市内に主たる事務所を有するもの	市内に事務所を有するもの	市民税課	0294-22-3111
土浦市	市内に主たる事務所を有するもの	市内に事務所を有するもの	課税課	029-826-1111
古河市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	市民税課	0280-22-5111
石岡市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0299-23-1111
結城市	県内に主たる事務所を有するもの	学校は県内に事務所、社福は県内に主たる事務所	税務課	0296-32-1111
龍ヶ崎市	市内に主たる事務所を有するもの	市内に事務所を有するもの	税務課	0297-64-1111
下妻市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0296-43-2111
常総市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0297-23-2111
常陸太田市	県内に主たる事務所を有するもの		税務課	0294-72-3111
高萩市	県内に主たる事務所を有するもの		税務課	0293-23-2115
北茨城市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0293-43-1111
笠間市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0296-77-1101
取手市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	課税課	0297-74-2141
牛久市	市内に事務所を有するもの		税務課	029-873-2111
つくば市	市内に主たる事務所を有するもの	市内に事務所を有するもの	市民税課	029-883-1111
ひたちなか市	市内に事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	市民税課	029-273-0111
鹿嶋市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0299-82-2911
潮来市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0299-63-1111
守谷市	県内に主たる事務所を有するもの	学校は国内に事務所、社福は県内に事務所	税務課	0297-45-1111
常陸大宮市	市内に主たる事務所を有するもの	学校は市内に主たる事務所、社福は市内に事務所	税務徴収課	0295-52-1111
那珂市	県内に主たる事務所を有するもの		税務課	029-298-1111
筑西市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	課税課	0296-24-2111
坂東市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	課税課	0297-35-2121
稲敷市	市内に事務所を有するもの		税務課	029-892-2000
かすみがうら市	市内に事務所を有するもの		税務課	0299-59-2111
桜川市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0296-58-5111
神栖市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	課税課	0299-90-1134
行方市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0299-72-0811
鉾田市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0291-33-2111
つくばみらい市	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0297-58-2111
小美玉市	市内に事務所を有するもの		税務課	0299-48-1111
茨城町	町内に事務所を有するもの		税務課	029-292-1111
大洗町	県内に事務所を有するもの		税務課	029-267-5111
城里町	所在地の制限なし(財務大臣が指定する寄附金は県内に事務所)		税務課	029-288-3111
東海村	県内に主たる事務所を有するもの (国立大学法人は村内に事務所)	県内に事務所を有するもの	税務課	029-282-0833
大子町	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0295-72-1116
美浦村	村内に事務所を有するもの		税務課	029-885-0340
阿見町	町内に事務所を有するもの		税務課	029-888-1111
河内町	町内に主たる事務所を有するもの(更生保護法人は所在地の制限なし)		税務課	0297-84-2111
八千代町	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0296-48-1666
五霞町	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	町民税務課	0280-84-1966
境町	県内に主たる事務所を有するもの	県内に事務所を有するもの	税務課	0280-81-1302
利根町	県内に主たる事務所を有するもの		税務課	0297-68-2211